

平成 30 年度税制改正に対する意見

平成 29 年 9 月



はじめに

わが国の景気は回復を続けており、平成24年12月に始まった景気回復が今年9月まで続けば、「いざなぎ景気」の57カ月を抜き、戦後2番目の長さとなる。

今後は、この景気回復の流れをより確かで力強いものとし、わが国が持続的に成長を続けるための環境整備を行う必要がある。

世界に目を向けると、昨年6月の英国のEU離脱決定や、今年1月の米国の政権交代後の保護主義的な動きの強まりなど不透明感が増しており、世界経済や金融市場、わが国の経済や企業等への影響が懸念される場所である。

わが国が構造的に抱える中長期的な課題としては、急速に進む少子高齢化や人口減少への対応、その中での地域創生、公的債務増加の抑制などが挙げられる。今後、財政の早期健全化、社会保障と税の一体改革、地方分権改革の推進などに対して、総合的で戦略的な方策の立案が望まれる場所である。

また東日本大震災、さらに昨年4月に発生した一連の熊本地震は、大規模災害への備えが喫緊の課題であることを改めて我々に知らせた。

以上のように、わが国経済が持続的に成長を続けるためには、克服すべき様々な課題があるが、いずれにおいても、税制の果たす役割は極めて大きい。

このため、本会は中長期的な税制改革の方向性を展望した上で、どのような租税政策を採るべきかについて意見を提起する。

意見は、前半で中長期的な税制の抜本改革についての考え方を述べ、後半でその展開の一環として来年度の具体的要望事項を列記している。さらに税制全般について、本会会員へのアンケートや聞き取り調査の結果も紹介している。

政策当局におかれては、本提言を今後の政策運営に反映されることを大いに期待するものである。

平成29年9月

一般社団法人 中部経済連合会

会 長 豊 田 鐵 郎

副 会 長 上 田 豪
税制委員長

目次

第 I 部 税制改正の基本的見解	1
1. 税制改正の必要性 ーわが国が直面する課題と税制の果たすべき役割	1
(1) 日本経済の成長促進.....	1
(2) 財政の早期健全化.....	1
(3) 一億総活躍社会の実現（人口減少・少子高齢化への対応）.....	1
(4) 社会保障制度の持続可能性の向上.....	2
(5) 地域創生.....	2
(6) 東日本大震災・熊本地震の教訓を踏まえた国土強靱化.....	2
2. 改革の進め方	3
(1) 税制、財政、社会保障制度の改革を「三位一体」で進める.....	3
(2) 法人税と消費税の改革を税制改正の中心に据える.....	3
(3) 国税と地方税の役割を基本から見直す.....	4
(4) 法人税改革は国際競争力向上を意識して行う.....	4
(5) 経済社会の変化にふさわしい税制の新陳代謝を進める.....	5
3. 中部圏の税制への期待	5
4. 平成 30 年度税制改正に向けた論点	6
第 II 部 平成 30 年度税制改正に向けての意見	7
1. 企業の活力向上に資する税制の整備	8
(1) 企業の国際競争力向上.....	8
(2) 中小企業の活力向上.....	10
(3) 未来投資の促進.....	12
(4) 国際課税.....	14
2. 人口減少抑制・地域創生に資する税制の整備	17
(1) 一億総活躍社会の実現.....	17
(2) 地域の自立性の強化、税収の偏在性の是正.....	18
(3) 地域経済の活力向上.....	19
(4) 中部圏の活性化に資する税制.....	22
3. 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備	23
(1) 背景および必要性.....	23
(2) 具体的な税制措置の案.....	24
(3) 税制措置の効果.....	25
4. 合理性を欠いた税制の見直し	26

(1) 事業所税（再掲）	26
(2) 固定資産税（再掲）	26
(3) 外形標準課税（再掲）	26
(4) 印紙税	26
5. 実効性ある消費税制の整備	27
(1) 税率	27
(2) 使途	27
(3) 逆進性緩和策	27
(4) 仕入税額控除	28
(5) 消費税率を10%へ引き上げる際の配慮	28
6. 個別の重要な税制の整備	28
(1) グリーン投資減税	28
(2) 燃料電池自動車（FCV）の普及拡大を促進する税制	28
(3) 複雑な自動車関係諸税の簡素化、負担軽減	29
7. 税務負担の軽減	31
(1) 申告調整事務の軽減	31
(2) 減価償却資産事務の軽減	31
(3) 地方税の納付事務の軽減	31
(4) 申告・納税の電子化の推進	32
(5) マイナンバーの有効活用	33

<付属書1> 聞き取り調査の結果

<付属書2> 国土強靱化を促進する税制の創設

第 I 部 税制改正の基本的見解

1. 税制改正の必要性 ―わが国が直面する課題と税制の果たすべき役割

(1) 日本経済の成長促進

わが国の景気は回復を続けており、平成 24 年 12 月に始まった景気回復が今年 9 月まで続けば、「いざなぎ景気」の 57 カ月を抜き、戦後 2 番目の長さとなる。

一方、今後この景気回復の流れをより確かで力強いものとして、わが国が持続的な成長を続けるためには、克服すべき多くの課題が存在する。

新興国企業などの著しい台頭によって、グローバル経済における競争環境は益々激化している。わが国企業がグローバル競争を勝ち抜くために、競争環境のイコールフッティング（競争条件の対等化）は急務である。

また、産業空洞化の克服も重要である。企業が海外で得た収益を国内に還流することで国内投資と雇用を増加させ、新たな技術やビジネスを創出し、国内経済の活性化を促す必要がある。

加えて、資本・労働・生産性の維持・向上を図り、潜在成長率を高めることも重要である。

いずれの課題対応においても、税制の果たす役割は極めて大きいことから、わが国経済の再生と持続的な成長に向けた戦略的な租税制度の整備が望まれる。

(2) 財政の早期健全化

わが国の財政状況は悪化の一途をたどっており、いわゆる「国の借金」（内国債、借入金、政府短期証券の合計）は平成 29 年 3 月末で 1,072 兆円と、前年から 22 兆円増加している。

一旦財政不安となれば、金利の不安定化を招き、市場経済の自立性や健全性を阻害するのみならず、わが国の信用力そのものを失いかねない。

したがって、わが国財政の早期健全化は喫緊の課題であり、まずは基礎的財政収支の安定的な黒字化を達成する必要がある。黒字化に向けては、歳出の見直しのみならず歳入の基となる税制の改革が極めて重要な役割を担うこととなる。

(3) 一億総活躍社会の実現（人口減少・少子高齢化への対応）

急速に進む人口減少・少子高齢化などの人口論的な問題は、年金・医療・介護の各種の社会保障制度の持続可能性に対する不安を高めるとともに、労働力人口の減少は経済の潜在成長率の低下圧力となる。

平成 28 年 6 月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」では、「経済成長の隘路である少子高齢化に真正面から立ち向かう」としているが、具体的な対策にあたっ

では、同プランに盛り込まれた、保育の受け皿の整備、保育士の処遇改善等、子育ての環境整備に向けた施策に加え、出生率の向上や子育て世代の負担軽減、女性や若者の活力向上に向けて、税制面での支援が望まれる。

また、人口減少下での地域創生、人口減少社会に見合った社会インフラの整備や維持費の抑制に向けて、政府はグランドデザインを示した上で、税制面での適切な措置を講じる必要がある。

(4) 社会保障制度の持続可能性の向上

若年世代と高齢世代の世代間の不公平性の解消は、社会保障制度の持続可能性の向上に向けた一つの大きな課題である。世代間の不公平性とは、若年世代が大きな社会保障負担を負う一方で高齢世代が好条件の給付を受けていること、若年世代の所得の伸びが低迷する一方で高齢世代は既に資産を形成していることなどである。

社会保障制度の持続可能性を向上させるためにも、また、所得の再分配を図るためにも税制の役割は極めて重要である。

(5) 地域創生

魅力と活力溢れる特色のある地域社会を実現し、国全体の活力の向上に繋げるためには、地方の自主財源の強化や、制度疲労をおこしている交付税制度の見直しなどの税制面の改革が必要となる。

また、過度な首都圏一極集中の是正、人口減少下での地域創生、企業の地方拠点の強化、地方都市の中心部の再生などの課題に対しても税制が果たす役割は大きい。

(6) 東日本大震災・熊本地震の教訓を踏まえた国土強靱化

東日本大震災ならびに昨年4月に発生した一連の熊本地震からの復興活動は今も続けられており、被災地の一日も早い復興と被災者の生活再建を支援する必要があることは言うまでもない。

加えて重要なことは、これらの未曾有の被害から得た教訓を活かし、今後起こり得る大規模災害に備えて国土強靱化を図ることである。

東日本大震災ならびに熊本地震の重要な教訓の一つは、サプライチェーンの寸断等による経済活動への大きな影響であり、企業の自主的な防災・減災対策を推進することにより、サプライチェーンを強化することは、国土強靱化の趣旨と合致する。

したがって、企業の自主的な防災・減災対策を後押しする税制の整備は重要である。

2. 改革の進め方

(1) 税制、財政、社会保障制度の改革を「三位一体」で進める

わが国の消費や投資が拡大するためには、国民が将来の生活に対する安心感や期待を持ち、明るい展望を持ち続けることができるような社会の実現が必要である。

そのためには、税制、財政および社会保障制度について、「三位一体」で改革を進めるべきである。さらに、租税も社会保障料も国民負担という観点からは一体として国家財政を形成しているという認識に立ち、有機的で総合的な有効活用が行われる必要があると考えられる。

税制、財政で重要な役割を果たす消費税については、平成 26 年 4 月に 8 % への引き上げが実施されたが、10%への引き上げについては 2 度延期され、当初予定の平成 27 年 10 月から 2019 年（平成 31 年）10 月へと 4 年先送りされた。

財政再建に向け、2019 年 10 月に消費税率の引き上げを確実に実施するとともに、歳出の見直しについて、今後更なる検討が進められることを期待する。

また、社会保障制度については、平成 25 年 8 月に社会保障制度改革国民会議の報告書がとりまとめられ、改革の方向性、少子化対策、医療・介護、年金分野の改革案等が示された。

政府においては、国民のあるべき受益水準とそれに相応しい負担のあり方について、合理的で持続可能性のあるビジョンを示した上で、改革を推進して頂きたい。

(2) 法人税と消費税の改革を税制改革の中心に据える

平成 29 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017」には「『経済再生なくして財政健全化なし』との基本方針の下、引き続き、600 兆円経済の実現と 2020 年度（平成 32 年度）の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。」との記述がある。これから明らかなように、税収の増加、財政再建のためには、わが国の持続的な経済成長が不可欠である。

持続的な経済成長のためには、「企業収益の増加→投資、雇用の増加→生産性の上昇、イノベーションや新たなビジネスの創出→企業収益の増加」といった国内経済の活性化に向けた好循環が生まれることが必要である。

そのためには、安倍首相が言うように「日本を世界で 1 番ビジネスのしやすい国にする」必要があり、内外の企業が活躍しやすい素地を整えるべく、企業の税負担の軽減が望まれる。

また、法人税を OECD 主要国と比較すると、わが国は法人税収の GDP 比が高く、税収全体に占める法人税の比率が高いといった特徴がみられる。これは平成 26 年度の年次経済財政報告も指摘している特徴である。

さらに、税収面からみると法人税は景気変動の影響を受けやすい一方で、消費税は

景気の変動を受けにくく安定しているといった特徴があるため、安定財源の確保の観点からは消費税の拡充を図るべきである。

以上のことから税制の抜本改革においては、法人税のウェートを引き下げ、消費税のウェートを引き上げることで税収構造を見直すことが重要である。

このことにより、「法人税負担の軽減→生産の拡大→所得と消費の拡大→消費税収の拡大→財政健全化の促進」という、より高い経済成長と財政の早期健全化の両立が期待できる。

また、実効性ある税制の抜本改革のためには納税者の納得性を高める必要があるが、平成 28 年 1 月から開始されたマイナンバー制度はこれに資すると考えられる。本制度によって納税者の所得や資産の捕捉が正確に行われるとともに、納税の公正性が確保され、さらに課税庁の事務の合理化が行われることを期待したい。

(3) 国税と地方税の役割を基本から見直す

本来あるべき国の基本的な役割は、外交、防衛および国民経済レベルでの変化に応じた機動的な政策発動などマクロ的な機能であると考えられる。

これに対して、地方の基本的な役割は、地域の実態に応じた行政サービスの安定した提供であると考えられる。したがって、地方は行政サービスとの対応関係が妥当で、安定した自主財源の基盤を備える必要がある。

安定財源の観点からは、偏在性が大きく景気変動の影響を受けやすい地方法人二税（法人住民税、法人事業税）を縮減し、比較的安定した収入が得られる地方消費税の拡充を図るべきである。また、

自主財源の観点からは、中央政府と地方政府の税収割合（中央：地方＝6：4）を歳出割合（中央：地方＝4：6）に近づけるべく、地方への財源移譲を図るべきである。地方への財源移譲にあたっては、新たな国民負担を抑制しつつ地域間格差を縮小することが可能な、水平的財政調整などの仕組みを導入すべきである。

また、行政サービスとの対応関係の妥当性の観点からは、償却資産に対する固定資産税など、応益性を見出しにくい税目は廃止ないし整理削減すべきである。

(4) 法人税改革は国際競争力向上を意識して行う

各国は国際競争力向上の有力な手段として租税制度の整備を戦略的に進めている。

したがって、わが国は、各国が租税制度の優劣を競っているという認識に立ち、税制の改革を進めるべきであり、法人実効税率の引き下げ競争はその典型例である。平成 28 年度の実効税率は 29.97%とかなり 20%台の入口に到達し、30 年度以降は 29.74%に引き下げられる予定であるが、依然として諸外国に比べ高い水準にある。

したがって、早急に国際競争力を維持できるレベルへの引き下げを実施して頂きた

い。その際、わが国企業の実質的な税負担の軽減が図られるよう、課税ベースについても国際競争を意識した検討を期待する。

加えて、わが国企業を取り巻く競争環境は、新興国の激しい追い上げを受け、日々激しくなっている。その中でわが国企業が事業活動において競争力を高めるインセンティブが働くような税制の制度設計を図るべきである。

また、国内市場が伸び悩む中、企業が需要の増大が見込まれる海外に展開していくことは自然な流れであるが、そのまま放置すれば産業空洞化がますます進行していくことになる。産業空洞化に歯止めをかけ、わが国経済が持続的に成長していくためには、海外の活力を取り込んでいくことが重要である。

このため、海外で得た収益を国内に還流させるインセンティブが働く税制を整備すべきである。

さらに、B E P S 対応等の国際課税についても国際的な競争を意識し、わが国企業の実情に合った税務行政の運用を期待する。

(5) 経済社会の変化にふさわしい税制の新陳代謝を進める

経済社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化している。租税特別措置は、実現すべき政策目標を踏まえた上で、経済社会の変化に応じた見直しを進める必要がある。

また、本会会員へのアンケートやヒアリング結果によれば、税務負担の軽減を求める声は大きい。したがって、I T 技術の浸透に対応した電子政府の推進、e-Tax および eLTAX の環境整備、マイナンバー制度の活用等により、課税庁の事務の効率化を図るとともに、納税者の利便性の向上を図るべきである。

加えて、時代の変化とともに存在意義を失い合理性を無くした制度や、弊害を生んでいる制度の見直し等を機動的かつ迅速に実施すべきである。

具体的には、事業所税や印紙税に代表される時代に合わない税制の廃止などである。

3. 中部圏の税制への期待

中部圏は、「ものづくり」の中核として、わが国経済の発展に貢献してきたが、今後も自動車や工作機械などの既存産業に加え、次世代自動車、航空宇宙、ヘルスケア、環境・リサイクル、観光などの新たな産業を育成していく。特に観光については豊富な観光資源を生かし、インバウンド観光客やその消費の増加を図っていく。

また、2027 年に開業予定のリニア中央新幹線、中部国際空港や主要港湾、主要都市を効果的に結びつけた交通インフラの整備が進められており、これらが中部圏のさらなる発展、ひいてはわが国経済の発展につながることを期待される。

一方で、急速に進む人口減少・少子高齢化や東京一極集中への対応、この状況下での地域創生なども喫緊の課題であり、中部圏も例外ではない。

したがって、産業競争力強化、産業基盤を支える中小企業の支援、地域の発展基盤強化や、まちづくり等に資する税制の創設や整備を要望する。

4. 平成 30 年度税制改正に向けた論点

ここまで述べてきた、税制改正の必要性、改革の進め方および中部圏の税制への期待を踏まえ、平成 30 年度税制改正に向けた論点として、次の 7 項目を取り上げた。

第Ⅱ部では、これらの項目毎に税制改正に対する意見を展開する。

- (1) 企業の活力向上に資する税制の整備
- (2) 人口減少抑制・地域創生に資する税制の整備
- (3) 合理性を欠いた税制の見直し
- (4) 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備
- (5) 実効性ある消費税制の整備
- (6) 個別の重要な税制の整備（グリーン投資減税、自動車関連諸税等）
- (7) 税務負担の軽減

第Ⅱ部 平成30年度税制改正に向けての意見

《重点要望項目》

租税制度の改革に向け、特に以下の4点について「重点要望項目」として要望する

- ①法人実効税率の確実な引き下げ
- ②地域経済の活力向上
- ③国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備
- ④合理性を欠いた税制の見直し

1. 企業の活力向上に資する税制の整備

(1) 企業の国際競争力向上

①法人実効税率

政府は平成26年6月に閣議決定した『日本再興戦略』改訂2014の中で「法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す」としており、平成27年度から引き下げが実施された。

28年度の実効税率は29.97%と、かろうじて20%台の入口に到達し、30年度以降は29.74%に引き下げられる予定であるが、依然として諸外国に比べ高い水準にある。

課税の国際比較という観点からも法人実効税率は重要である。法人実効税率はわかりやすい指標であり、外国企業がわが国への投資を判断する際の重要な材料になるからである。また多国籍企業が税負担の軽い国へ親会社を移転する等のインバージョンや、利益を移転する等の行動にも注目が集まっており、国際的な議論が行われている。

このように、法人実効税率の引き下げは、わが国企業の国際競争力の維持・向上、外国企業のわが国への誘致促進等に寄与すると考えられることから、アジア諸国並みの20%台前半への早急な引き下げを目指すべきである。

引き下げの財源確保のためには税制の抜本改革が必要となるが、法人税の軽減、消費税の拡充という組み合わせを中心に据え、あわせて偏在性と不安定性等の問題がある地方法人2税（法人住民税、法人事業税）の縮減をセットにするべきである。

②課税ベース

法人実効税率の引き下げにあたっては、代替財源を法人税制の枠内で確保しようとして当然のこのように課税ベースを拡大することは望ましくなく、消費税を含む租税体系全体で合理性の高い改正、改革を行うべきである。

したがって、課税ベースの縮小に向けた努力を行うべきであり、「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度」「欠損金の繰越控除制度」「減価償却制度」「貸倒引当金制度」などについて、近年拡大された課税ベースの縮小を図るべきである。

このことにより、法人課税における実質的な税負担を軽減することができ、国際競争におけるイコールフットィングを図ることが可能となる。

③欠損金の繰越控除制度、繰戻還付制度

欠損金の繰越控除については、中小企業は全額控除可能であるのに対し、大企業については平成27年度および28年度の税制改正により繰越控除割合が段階的に引き下げられることとなった。すなわち、平成27年度に80%から65%へ、28年度に60%、29年度に55%へ引き下げられ、さらに30年度に50%へと引き下げられることとなっ

ているが、これを全額控除可能な制度とするべきである。

控除の期間については、平成 30 年度以降は現行の 9 年から 10 年に延長されるが、これをさらに延長して欧米並みの 20 年以上とするべきである。

また、欠損金の繰戻還付は、平成 21 年度税制改正で中小企業について復活したが、大企業についても制度を復活し、繰戻期間についても延長すべきである。

これらのことにより、企業経営の安定性が確保され、ひいては経済社会および雇用の安定に繋がるものと考えられる。

④減価償却制度

減価償却制度の定率法の償却率については、平成 24 年度より定額法の償却率の 250%から 200%に縮小された。わが国企業の設備投資を促進し、生産性の向上や研究開発促進等に対するインセンティブが働くよう、元の制度に戻すべきである。

また、技術革新が進む中で設備が陳腐化するスピードが速まっているため、減価償却制度の定率法の存在意義は高いと考えられる。このため、定率法については今後も制度を維持すべきである。

⑤貸倒引当金制度

貸倒引当金の税務上の損金算入制度については、平成 24 年度から適用法人が銀行、保険会社等および中小法人等に限定されることとなった。

企業会計では、取り立て不能の恐れがある債権について、貸倒引当金を合理的な見積もりによって適正に計上しなければならない。

したがって、税務上の損金に認定することは全ての企業にとって相当の妥当性があり、この税制の適用を銀行、保険会社等および中小法人等に限定する措置は適正性を欠く。企業の限定を解除し、元の制度に戻すべきである。

⑥受取配当の益金不算入制度

平成 27 年度税制改正では、法人の受取配当の益金不算入の割合が縮減され、課税強化の方向となった。

本来、法人の受取配当については、二重課税排除の観点から全額を益金不算入とするのが原則であるため、再度の見直しを行うべきである。

⑦マザー工場機能の拡充を支援する税制

「マザー工場機能」とは、海外生産拠点の母型としての役割に加え、製品・製法の原型づくりや高度化、技術・技能・ノウハウの継承（人材育成）や外部漏えい防止、新ビジネスの展開などを行う機能であり、わが国企業の競争力の源泉である。

このため、マザー工場機能を整備・拡充するための設備投資や、雇用者の増加を対象にした優遇税制を設けるべきである。

具体的には、設備投資に対しては、即時償却または税額控除（設備 5 %、建物・構築物 3 %）を可能とすること、雇用者数の増加に対しては、税額控除（雇用者の 10 % 以上の増加に対して一人あたり 70 万円の税額控除など）を要望する。

このことにより、国内雇用を守りつつ海外展開を行うことが可能となり、ひいてはわが国企業全体の競争力の維持強化につながると考えられる。

（２）中小企業の活力向上

中小企業は、わが国の生産基盤や技術基盤を担い、地域の雇用を支えている。換言すれば、中小企業こそが地域経済そのものであり、人口減少対策や地域創生のカギを握るといっても過言ではない。

しかしながら、多くの中小企業の決算は赤字であり、経営基盤の強化が課題となっている。さらに、経営者の高齢化が進む中で事業承継が大きな課題となっている。

このため、中小企業の経営基盤強化に資する税制面での配慮について検討をお願いしたい。

①事業承継税制

平成 27 年 1 月からの事業承継税制の要件緩和によって認定件数は増加した。しかし、地域経済においては中小事業者の廃業が増加しており、事業承継が円滑に行われているとは言い難い。この結果、地域経済の優良な雇用機会が減少している。

この背景には、ローカル経済の低迷に伴う業況の悪さ、事業の将来性への悲観、経営者の高齢化、少子化による後継者難など、中小事業者の深刻な悩みや迷いがある。

このため、次のように事業承継税制を一層改善するべきである。

第 1 に、非上場株式の相続や贈与に係る納税猶予制度について。近年、拡充が進んでいるが、対象となるのは発行済議決権株式総数の 3 分の 2 に留まるため、事業者の多くは魅力に乏しいと感じている。したがって、発行済議決権株式の全てを対象とするべきである。

第 2 に、同じく非上場株式の相続や贈与に係る納税猶予制度について。従業員数を 5 年間平均で 8 割以上維持しなければならないとする雇用確保要件を定めており、平成 29 年度税制改正で要件が若干緩和された¹。

しかし、人手不足等、中小事業者を取り巻く環境は依然として非常に厳しいため、雇用要件のさらなる緩和を図るべきである。

¹ 維持すべき従業員数の計算は端数切り捨てになった。例えば、従業員 4 人の会社では 5 年間平均で 3 人以上いれば要件を満たすこととなる（4 人×0.8=3.2 人→端数切り捨てで 3 人）。

第3に、非上場株式の評価方法である「類似業種比準方式」について。これは類似業種の上場企業の株価、自社の資本金・利益・配当を指標として自社株価を算定する方式であり、平成29年度税制改正で若干変更された²。

しかしながら、本会会員への聞き取り調査では、「中小事業者にとって事業承継の際に発生する最大の問題は非上場株式の過大評価。これにより、承継の際に大きなキャッシュアウトが発生し、事業継続に支障をきたす」との声が聞かれた。

したがって、非上場株式の評価ルールの見直しを行い、実態に近づけるべく計算方法を改善すべきである。

中小事業者の廃業は、事業承継税制の改善だけで解決できる問題ではないが、税制の使い勝手の向上等が廃業を減少させる方向に作用することは間違いない。

地域の雇用を支えているのは中小事業者であり、わが国のものづくりの基盤を支えているのは中小事業者である。したがって中小事業者の廃業の増加は、わが国の産業基盤に大きな影響を与えることとなる。

中小事業者の経営者の高齢化が急速に進む中で、円滑な事業承継が可能となるよう、事業承継に関連する資産課税のありかたを再考するべきではないか。

②雇用促進税制

雇用促進税制とは、増加した雇用者数に応じて法人税の一定額の税額控除を認める制度であり、大きく2つに分類される。

その1は従来からの「雇用促進税制」であり、その2は平成27年度税制改正で創設された「地方拠点強化税制」の特例措置（増加雇用者数に応じた税額控除を認める）である。

このうち、その1の雇用促進税制は、一定の要件³を満たした事業主が、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除⁴の適用を受けられる制度であり、平成28年度税制改正で制度変更が行われた。

具体的には、期限を平成29年度末まで延長する一方で、対象地域を「同意雇用開発促進地域」⁵に限定する変更であり、この結果、中部圏の大部分が雇用促進税制の対象外となった。

さらに、対象となる雇用形態を、無期雇用かつフルタイムの雇用に限定する制度変更が行われた。この結果、正社員以外は対象から除外されることとなった。

企業に対して雇用インセンティブを与えることは、雇用・所得、消費の増加、ひい

² 配当、利益、簿価純資産の比重が1:3:1と「利益3倍」となっていたが、1:1:1に変更された。

³ 適用年度中に雇用者数を5人以上（中小企業等は2人以上）かつ10%以上増加させるなど。

⁴ 増加雇用者数×40万円

⁵ 「同意雇用開発促進地域」とは、有効求人倍率が全国平均の2/3以下である等の要件を満たす地域。中部圏では長野県の一部地域のみ。

ては地域経済の活性化や中部圏の地域創生につながる。

したがって本税制の恒久化を図るとともに、平成 28 年度税制改正で行われた制度変更を元に戻すべきである。

③事業所税の廃止

事業所税は、昭和 50 年に創設され、過密や混雑等の都市問題の解決に一定の役割を果たしてきたが、今日の都市問題はむしろ中心部の空洞化である。

本会会員への聞き取り調査でも、以下のように強い批判が聞かれた。

- ・事業所税は時代に逆行するもの。さらに地域創生やコンパクトシティなど国の方針と逆行するものであり、早期に廃止すべき。
- ・30 万人以上の都市は事業所税により不平等な競争を強いられており、大規模商業施設などが周辺都市（人口 30 万人以下）に集まっている。
- ・30 万人以上の都市で課税という基準は合理性を欠く。
- ・事業所税を廃止することで、中心市街地に床面積が大きい建物が建ち、雇用が増えるなど多くのプラスの効果が見込まれる。その結果、中心市街地の活性化が進めば、固定資産税や法人税、消費税などの税収が増えるのではないか。

さらに、市町村合併で 30 万人以上の都市になると事業所税の対象となり、新たな税負担が生じるという問題もある。

中部圏も例外ではなく、例えば、三重県四日市市は合併により人口が 30 万人を超えたため、事業所税の対象地域となった⁶。また、愛知県東部の山間部にある 6 町村は愛知県豊田市と合併したため、事業所税の対象地域となった⁷。

このように事業所税は非常に多くの問題を抱えているため、廃止するべきである。

（3）未来投資の促進

①知財の蓄積を促進する税制（パテントボックス税制）

近年、欧州を中心に、知的財産権に起因する所得について低税率や所得控除を適用する制度の導入が進んでおり、知的財産を開発された国から税負担の低い国へ移転するといった企業行動が見受けられる。

しかしながら、今のところわが国にはこのような制度は存在しておらず、制度整備が遅れば、わが国企業の競争力の低下を招くのみならず、企業が知的財産権を税負担の低い国へ移転するような行動に繋がる可能性がある。

⁶ 三重県四日市市は、平成 17 年 2 月 7 日、楠町との合併により人口が 30 万人を超えた。合併から 5 年間は「旧合併特例法」の規定により事業所税の課税団体としての指定が猶予されていたが、平成 22 年 2 月 15 日に指定され、同年 8 月から課税が行われることとなった。

⁷ 平成 17 年 4 月 1 日、愛知県東部の藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町は豊田市と合併した。

このため、現在行われているB E P S⁸に係る国際課税の議論に配慮しつつ、特許権などの適格知的財産から生じた所得に対して、法人税の低い税率の適用を可能とする パテントボックス税制を整備すべきである。

このことにより、知財戦略や国内の技術開発が促進され、ロイヤリティや知的財産権の譲渡益など、知的財産から生じた所得を国内に還流させることが可能となる。

②研究開発税制

政府は、「日本再興戦略 2016」等で「今後5年間の民間企業の研究開発投資の対GDP比3%」との目標を掲げており、「目標の達成には、民間企業の研究開発投資を年平均約5%増としていくことが必要」としている。

平成29年度税制改正で、投資の増加インセンティブを強化し、対象にサービス開発を追加する等、以下のような研究開発税制の見直しが行われた。

○総額型の税額控除率の見直し

- ・試験研究費の対売上高比率に応じて控除率が変動する(8~10%)仕組みから、増減率に応じて控除率が変動する(6~14%、中小企業は12~17%)仕組みに。ただし控除率10%超(中小は12%超)の部分は2年間の時限措置。
- ・控除限度額は法人税額の25%。試験研究費の対売上高比率が10%超の場合、0~10%を上乗せ。

○試験研究費へのサービス開発の追加

- ・第4次産業革命型のサービス開発⁹を追加

○オープンイノベーション型¹⁰の運用改善

- ・対象費目の拡大、手続きの簡素化等。

今回の見直しにより、試験研究費の増減率に応じて控除率が変動する仕組みとともに、控除率の上限および下限が拡大された。したがって、増減率によっては従来に比べて控除額が増加する場合もあれば、減少する可能性もある。

企業の研究開発は長期的安定的に行われるものであるため、企業が利用しやすいよう制度の見直しを継続するとともに、周知方法の改善を期待したい。

③ベンチャー企業の育成に資する税制

平成26年度に創設されたベンチャー投資促進税制は、認定ベンチャーファンドを通じてベンチャー企業へ出資した企業は、出資額の一定割合を上限に損失準備金を積

⁸ Base Erosion and Profit Shifting：税源侵食と利益移転。

⁹ 自然災害予測(ドローンによる情報収集)、農業支援(センサーによる情報収集)等

¹⁰ 大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用総額にかかる控除制度。

控除率：相手方が大学・特別研究機関等の場合30%、民間企業等の場合20%。

控除限度額：法人税額の5%。

み立て損金算入ができるというものであり、平成 29 年度税制改正では、以下のような見直しが行われた。

- 適用期限を平成 29 年度末まで 1 年延長。
- 認定ファンドの規模要件を「概ね 20 億円以上」から「10 億円以上」に。
- 損失準備金積立率を 80%から 50%に引き下げ。
- 地方投資を促す観点から、ファンドに以下の要件を追加。
 - ・地方ベンチャーの支援実績を有する地方投資担当者を設置すること。
 - ・投資対象企業が所在する地域の金融機関、中堅・中小企業、自治体等から成るアドバイザーボードを設置すること。
 - ・ファンド全体の投資額のうち、5 割以上を地方に所在するベンチャー企業へ投資すること。

わが国経済の持続的な成長のためには、産業の新陳代謝を促進することが重要であるが、わが国の起業活動は国際的に見て活発とは言えない。

さらに、今回の見直しにより期限が延長されたものの、ファンドの要件が追加され、損失準備金積立率が引き下げられるなど、条件が厳しくなっている面もある。

したがって、以下の様に本税制のさらなる充実を図るべきである。

第 1 に、企業が認定ファンドを通さずに、ベンチャー企業に対してダイレクトに投資を行った場合にも税制優遇を可能とするべきである。

第 2 に、本税制では「主たる投資先が事業拡張期にあるベンチャー企業であること」をファンドの認定要件としているが、研究開発型のベンチャー企業では、立ち上げ期の方が資金を必要とする企業が多い。したがって、立ち上げ期も含むよう、ファンドの認定要件を緩和するべきである。

これらのことにより、ベンチャー企業の資金需要が充たされ、新たな技術や産業の創出、ひいては国内経済の活性化に資するものと考えられる。

(4) 国際課税

① BEPS プロジェクト対応

経済のグローバル化が進む中で、一部の多国籍企業による過度な節税行為¹¹が国際的な問題となっている。

この問題の解決のために立ち上げられた BEPS プロジェクト¹²への対応として、

¹¹ 実質的に経済的活動を行った国から税率の低い国に利益を移転する等により、企業グループの税負担を不当に軽減する行為。

¹² BEPS プロジェクトとは、一部の多国籍企業による、各国の税制の違いや抜け穴を利用した課税逃れに対し、各国が協調して対応するために G20・OECD によって平成 24 年 6 月に立ち上げられたプロジェクト。平成 27 年 10 月に 15 の勧告をまとめた最終報告書が公表され、現在、日本を含めた各国において国内法の整備等、実施に向けた制度の整備が行われている。

平成 28 年度税制改正により、わが国企業は平成 28 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度分から移転価格税制¹³への対応が求められることとなった。

そこで、海外に製造拠点等を持つ会員企業に聞き取り調査を行ったところ、以下のように、事務負担の増加、二重課税、機密情報の漏えい等への懸念とともに、国を跨いだ節税行為は行う予定はないとする意見が聞かれた。

- ・グループ企業内でのルール構築（統一フォーマット等）、問い合わせ対応、連結対象外の企業からの情報収集等の事務負担増加を懸念している。
- ・提出資料の「ひな型」のようなものを作っていただきたい。
- ・提出資料には機密情報が含まれるため、取り扱いには十分配慮をいただきたい。EUで行われている検討（国別報告事項をWEB上で一般公開）は論外。
- ・一部の国への積極的な課税材料の提供や二重課税につながることを懸念している。
- ・正当な課税に対してきちんと納税する意識があるため、国を跨いだ過度な節税行為を行っていないし行う予定もない。したがって、わが国が先行して法・ルールの整備を進めすぎないように、他国と足並を揃えた動きをお願いしたい。

したがって、B E P S 対応の制度構築にあたっては、企業の事務負担の軽減、二重課税の回避、提出した情報の機密保持等に向けた配慮をお願いしたい。

②外国子会社合算税制（C F C 税制）

「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」とのB E P S プロジェクトの基本的考え方を踏まえ、平成 29 年度税制改正で外国子会社合算税制（C F C 税制）¹⁴の大幅な見直しが行われ、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する外国子会社の事業年度から適用される。

従来は、外国子会社の税負担率が 20%未満（トリガー税率）の場合に合算課税の対象となっていたが、トリガー税率が廃止され、外国子会社の所得や事業の内容によって合算課税の対象を判断する仕組みとなった。

具体的には一定の金融所得や実質的活動のない事業から得る「受動的所得」は原則として合算対象とし、経済活動の実体のある事業から得る「能動的所得」は、外国子

¹³ 移転価格税制とは、国境を越えた関連会社間の取引価格（移転価格）を適切に設定し、国家間の課税権の調整を図る制度（21 世紀政策研究所・経団連編著「B E P S Q & A」より引用）。

B E P S 最終報告書では、「移転価格文書化」として、国外の関連会社との適正な移転価格を算定するために、①国別報告事項、②事業概況報告事項（マスターファイル）、③独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）の 3 文書の作成を求めている。

平成 28 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度分から「国別報告事項」「マスターファイル」、平成 29 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度分からは「ローカルファイル」の作成・提出が求められることとなった。

¹⁴ 外国子会社合算税制（C F C 税制、C F C は Controlled Foreign Company の略）とは、外国子会社を利用した租税回避行為を防止するため、一定の条件に該当する外国子会社の所得相当額を日本の親会社の所得とみなして、日本で合算課税する制度。

会社の税負担率にかかわらず対象外となった。

今回の見直しにより、従来対象となっていた税負担率 20%未満の実体のある事業（航空機リース会社や製造子会社等）が対象外となった。一方で、税負担率が 20%以上のペーパーカンパニーや事実上のキャッシュボックス¹⁵等が対象となった。

今回の見直しについて、財務省は「租税回避に関与していない企業に過度な事務負担がかからないよう配慮した」としている。

しかし、対象となる外国子会社の数が増加する、20%以上の国（例：オランダ）を経由したファイナンスや知財管理等に影響が生じる、外国企業を買収して子会社化した場合、傘下のペーパーカンパニー等も対象になる可能性がある、等の指摘がある。

本会会員企業への聞き取り調査でも、事務負担の増加を懸念する意見が聞かれた。

- ・対象となる「受動的所得」と対象外の「能動的所得」の判断基準があいまいであり、明確化してほしい。
- ・トリガー税率の廃止により、今まで対象外であった海外子会社についても書類作成等を行う必要があれば、事務負担は相当なものとなる。
- ・運用に関するガイドラインや、事例集等があるとありがたい。

したがって、これらの意見を参考に、企業の実務負担に配慮しつつ、本来わが国で納めるべき税を意図的に回避する行為のみを合算課税の対象とするよう、見直しを継続していただきたい。

③国際課税をめぐるトラブル

わが国企業の海外進出が進む中で、海外で獲得した利益の還流を円滑に進めためには、進出先の新興国等で適正な課税が行われることが重要である。

しかし、進出先（主に新興国）の税務当局との課税トラブルが増加しており、本会会員企業への聞き取り調査でも、以下の様に国同士での解決を強く望む、B E P S 対応が加わって国際課税業務がさらに多忙になることを懸念する等の意見が聞かれた。

- ・一部の国の理不尽な課税（新たなルールを作って課税する等）に苦慮している。
- ・課税に対して不服申し立てをする仕組みはあるが、認められるのは稀。
- ・進出先当局による税務調査の頻度があまりに多いため対応に追われ、B E P S 対応等、その他の国際税務への対応が後手に回ってしまう。
- ・相手国との関係が悪化すると最終的に困るのはわが国企業であるため、この理不尽な状況を我慢するしかないと感じている。
- ・企業が対応に苦慮した結果、止む無く課税に従う場合もあるものと考えられる。
- ・理不尽な課税については、国と国でしっかり交渉する仕組みが必要であり、国と

¹⁵ 事実上のキャッシュボックスとは、収入の大半が配当、利子等の金融所得等で占められているもの。

して立ち向かってもらいたい。

このため本会会員の意見にもあるように、国として立ち向かっていただき、国同士での調整や、租税条約ネットワークの拡大等の対応を速やかに行っていただきたい。

また、わが国課税庁による税務調査は、二重課税の回避を最大の目的として実施するとともに、追徴などの処分を行う前に、わが国企業との認識の相違点などについて相互理解を十分に図った上で、紛争関係国との合意形成を最大限図って頂きたい。あわせて、判断・調整プロセスについても更に透明性を高めて頂きたい。

このことにより納税されるべき国で納税がなされるとともに、二重課税、追徴、紛争解決費用などのリスク、国際税務に係る事務負担等が軽減されることとなる。

④外国税額控除制度

外国税額控除制度については、外国税額控除限度を超過した部分の繰越期間が3年と短いため、延長するなどの改善を図るべきである。

⑤海外所得の国内還流を促進する税制

企業が海外で得た収益は、現地での再投資とともに、親会社などに対する配当として日本に還流して国内の研究開発や設備投資、従業員の賃金などに使われる。

したがって、海外の活力をとりこみ、わが国の経済が持続的に成長していくためには、資金の還流を増やしていくことが重要である。

このため、外国子会社配当益金不算入制度における益金不算入の割合を現行の95%から100%に引き上げ、さらに還流増加分などに対する税額控除等を行うべきである。

これらのことにより、国内に還流した資金による国内経済の活性化や産業構造の転換が図られるものと考えられる。

2. 人口減少抑制・地域創生に資する税制の整備

(1) 一億総活躍社会の実現

①相続税

相続税については、平成27年1月から基礎控除の大幅な縮小や税率引き上げ等の課税強化が実施され、都市部を中心に相続税が発生もしくは大幅増税となる個人や中小企業主が増加した。

「中小企業白書2017」のアンケート調査によれば、「相続税・贈与税の負担」が「事業を引き継いだ際に問題となったこと」の主要な項目の一つとなっている¹⁶。

¹⁶ 「中小企業白書2017」コラム2-2-1(P253~254)によれば、中規模法人の9.7%、小規模法人の6.6%、個人事業者の6.1%が「相続税・贈与税の負担」を挙げている。

また、本会の聞き取り調査では、「贈与税、相続税の負担が増した事で、事業承継や相続対策の相談案件が増加した」とする地域金融機関もあり、小規模企業を中心に事業承継への影響が予想される。

さらに、相続税対策を目的とする貸家の建設が増大しており、都市部でも人口や世帯数が減少するリスクがある中、貸家の供給過剰を懸念する見方もある。

したがって、平成27年1月より実施された課税強化については見直すべきである。

②贈与税

平成27年1月より負担を緩和する方向へ改正がなされたが、更なる贈与税の税率引き下げを行い、親から子への資産継承をしやすくし、子育てなどで生活資金需要の旺盛な若年世代が消費支出を拡大できるようにして頂きたい。

(2) 地域の自立性の強化、税収の偏在性の是正

①地方法人二税、地方消費税、国による自治体の取り組みの評価

法人住民税および法人事業税からなる地方法人二税は、税の偏在性と不安定性という問題を抱えている。

一方、地方消費税は偏在性が少なく安定しており、地方の自主財源として有望である。このため、地方法人二税を縮減し、代わって地方消費税の拡充を図るべきである。

さらに、国は地域活性化に向けた自治体の取り組みを評価し、成果に応じて地方交付税や地方譲与税の一部の増額を行う等の措置の整備・拡充を講じるべきである。

これらのことにより、地方の安定的な財源が確保され、将来を見据えた持続的な地域社会の活性化に取り組む環境が整備されると考えられる。

②寄附税制

個人の寄附税制は、「ふるさと納税」や、認定NPO法人などへの寄附で税制優遇が受けられる「市民公益税制」が導入されるなど、拡充が行われた。

法人の寄附税制については、平成28年度税制改正で地方創生応援税制（いわゆる「企業版ふるさと納税」）が創設された。これは地方公共団体が策定して内閣府が認定した事業に対して、企業が寄附を行うと税額控除を受けられる制度¹⁷である。

しかしながら、企業から地方自治体への寄附は総じて伸び悩んでいる模様である。

¹⁷ 従来の寄附税制が所得控除であったのに対し、本税制は税額控除が行われることが特徴であり、同額の寄附に対して、従来の概ね2倍の税が軽減される。

地方公共団体が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を地域再生計画として内閣府に申請し認定を受け、企業は内閣府が認定した事業に対して寄附を行い、税額控除を受ける。

制度創設以来、平成28年8月に102事業、11月に55事業、平成29年3月に142事業、6月に57事業の、合計356事業が内閣府に認定された。

したがって、企業の寄附行為が広がり、地域活性化や社会貢献の拡大に繋がるよう、県や市町村に対しては、本税制ならびに認定事業のPR、企業が寄附を行いたくなるような事業計画の策定に期待したい。

(3) 地域経済の活力向上

① 地方拠点強化税制

人口減少対策や地域創生のためには、それぞれの地域における「しごと」の創出が不可欠である。

これに資する税制として、平成 27 年度税制改正で、地方にある本社機能等の強化(拡充型)や、東京 23 区から地方へ本社機能等の移転(移転型)を行う企業に対して、オフィス減税や雇用促進税制を行う「地方における企業の拠点強化を促進する特例措置」(地方拠点強化税制)が創設された。

平成 29 年度税制改正で一部拡充がおこなわれた¹⁸が、中部圏では名古屋市の主要地域、関西圏では大阪府(大阪市の全域、堺市の特定の区域など)、京都市の特定の地域、兵庫県(神戸市・尼崎市の特定の区域など)が対象外となったままである。

地方拠点強化税制の趣旨は、首都圏の企業の地方移転を促進し一極集中を是正することであるため、対象地域から除外されている名古屋市や関西圏の主要都市等の地域を対象に含めるべきであり、平成 30 年 3 月末までの期限を延長するべきである。

また、現在の人手不足を踏まえ、事業者が都道府県知事から認定を受けるための条件である従業員数¹⁹ならびに、雇用促進税制の雇用者数に関する要件²⁰を緩和するべきである。

さらに、オフィス減税については、特別償却、税額控除を引き上げるべきである。

② 雇用促進税制(再掲)

雇用促進税制は恒久化を図るとともに、平成 28 年度税制改正で行われた制度変更を元に戻すべきである。

③ 事業所税の廃止(再掲)

事業所税は地域の創業や雇用に抑制的に働くため、廃止すべきである。

¹⁸ オフィス減税は、計画認定が平成 29 年度の場合、建物等の取得価格に対する税額控除割合が 2% (移転型は 4%) に引き下げられる予定であったが、4% (移転型は 7%) のまま据え置き。

雇用促進税制は、特定業務施設(事業や業務を管理、統括、運営している施設)における新規雇用者数について、無期かつフルタイムに限って税額控除額を 10 万円上乘せ。

¹⁹ 本社機能において従業員数が 10 人(中小企業者 5 人)以上増加(拡充型)。

²⁰ 適用年度中に雇用保険一般被保険者数が 5 人(中小企業は 2 人)以上増加。

④固定資産税

土地に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性がある。

一方で、償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係を見出しにくいため、地方税源としては適当ではない。加えて、諸外国に例をみない税制であり、わが国のものづくりに関わる産業の負担を高めていると同時に、負担が製造業など特定業界に偏在する不公平な税制である。

このため、償却資産に対する固定資産税は廃止すべきである。

仮に廃止ができない場合には、取得価額の5%に据え置かれている評価額の最低限度を、法人税と同様に備忘価額（1円）とするべきである。

⑤法人事業税（外形標準課税）

法人事業税については、外形標準課税のウェートを高める方向で制度改正が進んでいる。外形標準課税の付加価値割は賃金への課税の性格を持っているため、雇用に対して抑制的に働くなど地域経済に悪影響を与えている。

このことを踏まえ、外形標準課税は基本的には廃止の方向で見直すべきである。仮に拡充するにしても十分慎重に行われるべきである。

そもそも、法人事業税は、企業が事業活動を行う際に地方自治体から受ける行政サービスに対する支払という名目の下に創設された税目である。

行政サービスに対する応益課税としては法人住民税が設けられており、固定資産税や都市計画税などを合わせると行政サービスへの応益課税はさらに多重となる。

このため、法人事業税を含めこれらは、整理簡素化されるべきである。

⑥空家の増加を抑制する税制

現行の法制下では空家を取り壊して更地にした場合に、固定資産税や都市計画税の住宅用特例が適用されなくなり、税負担が大幅に増えるといった問題がある。

平成27年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、「特定空家等」に対して行政による措置²¹が可能となった。しかし、対象となる「特定空家等」は「倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」などに限られている。

そこで対象をさらに広げ、行政が対象地域のゾーニングを行い、対象地域については2～3年程度の猶予期間の後に固定資産税や都市計画税の住宅用特例を外す、といった措置を導入してはどうか。

また、一方で、他者が空き家や空き店舗等を取得する際に不動産取得税や登録免許税を減免する、といった措置を講じてはどうか。

²¹ 特定空家等に対しては、除去、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告命令が可能。さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。

これらにより、所有者にとって空き家を放置する税制上のメリットが失われるとともに、他者が空き家を取得しやすくなるため、空き家の有効活用、ひいては中心市街地の土地の流動化が促進されるのではないかと考えられる。

⑦空家所有者の情報へのアクセス制限を緩和する措置

空家対策では空家の所有者等の把握や連絡が困難であることが大きな問題となっているが、自治体の固定資産税等の課税情報から追跡可能な場合もあると考えられる。

そこで、平成27年2月施行の「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、「市町村長は空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用等が可能」としており、政府は自治体に対して取り扱いにあたっての配慮事項等を示している。

今後は、このような動きが発展して、空家に関する様々なデータの連携が進み、データベースの整備が進むことを期待したい。

さらに、データベースが行政関係者に限らず、民間の不動産事業者や個人も利用可能なものとなり、空家の有効活用が進むことを期待したい。

⑧地域経済の担い手の設備投資を促進する税制

地域経済の活力向上には、その担い手の経済活動の活発化が不可欠である。そこで、地域で重要な役割を果たしている建設業に着目し、その設備投資を促進する税制の整備を要望する。

具体的には、建設事業者の建設機械等への設備投資に対して取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする措置である。

この措置を講ずることによって、建設事業者の設備投資が促進され、地域経済の土木建設需要の掘り起しと雇用の増加が期待できる。

さらに、この措置によって各地域で頻発する自然災害に対する復旧工事などの対応力も高まると考えられる。

災害時に真っ先に現場に駆け付けて、土砂やがれき等の撤去、道路の復旧等の作業にあたるのは、地元の建設事業者である。

しかし、地域の建設事業者は厳しい状況にあり、重機等の建設機械を保有しないで必要な時のみにリースするといった動きが進んでいる。このままでは、災害時に必要な建設機械が手配できず、復旧作業が困難になることが懸念される。

国土交通省では「建設業災害対応金融支援事業²²」を設けたが、本支援事業は平成

²² 建設業災害対応金融支援事業について

- ・ 県、市町村などと災害協定を直接締結している中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業（これらの協力会社を含む）が対象。
- ・ 建設機械の購入資金の全部又は一部を金融機関から借り入れるか、ファイナンス会社等による割賦販売を利用していること等が条件。

27年3月31日に終了している。このため、本事業の復活も併せて要望する。

(4) 中部圏の活性化に資する税制

①総合特区制度における税制支援の拡充

総合特区制度のうち、中部圏5県にわたって指定されている国際戦略総合特区「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」については、「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」として設備投資に対する税制優遇措置²³が設けられている。適用期限は当初より2年延長され、平成30年3月末までとなっている。

今後、国産旅客機MR Jの量産開始や、B787の増産、B777Xの生産開始が見込まれるなど、中部圏の航空宇宙産業はさらなる発展が期待される。

そこで、以下の税制の整備を要望する。

○国際戦略総合特区設備等投資促進税制の延長・拡充²⁴

- ・平成30年3月末の期限の延長。
- ・宇宙関連事業等を支援対象に加えるとともに、対象設備の要件を緩和するなど、税制措置の対象範囲を拡大すること。

○本特区を対象とした研究開発税制の拡充

○固定資産税の減免

- ・償却資産に対する固定資産税の廃止。
- ・廃止が実現しない場合には、投資回収期間が長い航空機産業の特性に合わせ、償却資産に対する固定資産税の一定期間の減免。

○国際戦略総合特区における法人税の所得控除制度

- ・平成28年3月末までの期限で、特区内の事業による所得金額に対する所得控除制度が設けられていたが、これを復活すること。
- ・「専ら特区内で」となっていた限定要件を撤廃すること。
- ・国際戦略総合特区設備等投資促進税制（設備等の取得に対する特別償却または税額控除）との併用を認めること。

○航空機製造に係る輸入品関税の免税化

○飛行試験等における航空機燃料税の減免

-
- ・初年度1年分の金利、割賦手数料の2/3を助成。ただし、上限は4%。

²³ 国際戦略総合特区設備等投資促進税制

- ・国際戦略総合特区内で、指定法人が、国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために設備等を取得してその事業の用に供した場合に、法人税の特別償却又は税額控除が可能。
- ・対象となる設備等：機械・装置…2,000万円以上、開発研究用器具・備品…1,000万円以上、建物・附属設備・構築物…1億円以上
- ・特別償却の割合：取得価額の40%（建物等20%）
- ・税額控除の割合：取得価額の12%（建物等6%）

²⁴ アジア NO.1 航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会（会長：大村愛知県知事）の要望事項（平成29年7月13日）から抜粋・引用した。

○教育訓練に対する税制の支援

- ・中小企業等の教育訓練費用の税額控除を可能とすること。

また、地域活性化総合特区として指定を受けた静岡県「ふじのくに先端医療総合特区」「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」、三重県の「みえライフインベーション総合特区」、浜松市の「未来創造『新・ものづくり特区』」、豊田市の「次世代エネルギー・モビリティ創造特区」についても税制面での配慮を要望する。

②中部圏の産業高度化に資する税制

中部圏は産業高度化を通じてわが国経済の繁栄に貢献したいと願っている。

中部圏の産業高度化を担う「次世代リーディング産業」は、次世代自動車、航空宇宙、ヘルスケア、環境・リサイクル、観光などの各産業である。

したがって、これらの産業の研究施設・生産施設などに対する不動産取得税・固定資産税の軽減、研究開発費に対する税額控除の拡大、人材育成投資に対する減免措置の拡充などを要望する。

3. 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備

(1) 背景および必要性

平成 23 年 3 月の東日本大震災や昨年 4 月の熊本地震によって、わが国は、多くの尊い人命・財産を失うとともに、社会基盤や生産基盤の機能喪失によって、長期にわたる経済・社会活動の中断・停滞を経験した。

今後、南海トラフ巨大地震や首都圏直下型地震の発生が高い確率で予想されていることを踏まえると、わが国経済社会のレジリエンス向上に向けた防災・減災対策の推進は喫緊の課題である。

現在、平成 25 年 12 月に制定された「国土強靱化基本法」、平成 26 年 6 月に閣議決定された「国土強靱化基本計画」等に基づき、官民の防災・減災対策を促進する様々な施策が講じられているところである。

これらの諸施策がより大きな効果を発揮するためには、企業による自主的な防災・減災対策の推進、換言すれば企業による国土強靱化への参画が不可欠である。

取り組むべき具体的な個別施策等を示した「国土強靱化アクションプラン 2017」でも、民間の取組の重要性を指摘しており²⁵、国はこれを後押しする必要がある。

²⁵ 「国土強靱化アクションプラン 2017」(P-5 より引用)

企業、学校、病院その他の民間事業者による国土強靱化に資する取組は、各分野に多様なニーズを生み出し、イノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらすことにより、民間事業者の災害対応力の向上や、サプライチェーンの強化・販路の多様化、平時の生産性の向上等を通じて産業競争力の強化につながるなど、我が国の持続的な経済成長や地方創生、一億総活躍社会の実現にも貢献する。

このため、企業による自主的な防災・減災に資する設備投資や、災害からの復旧・復興に役立つ重機等の設備保有を促進する税制の整備を望むものである。

(2) 具体的な税制措置の案

①既存税制の周知方法の改善、使いやすさの向上

政府は、これまで、ホテルや旅館等に対する耐震化の助成、石油栈橋の耐震改修の税制特例、データセンターの分散化を促進する税制など、種々の助成措置を講じてきたが、本会が実施したアンケート調査によれば、これらの認知度は低い²⁶。

したがって、税制をはじめとする助成措置について、より多くの企業が利用できるよう、周知方法の改善を図るべきである。

また、企業が助成措置を認知していても、適用要件に合わないので申請できない、適用要件の判断が難しいので申請を行わなかった、期間が限定されているため対策を行うタイミングと合わない、等の理由で活用に至らないケースがある²⁷。

したがって、官側による申請のサポート、適用要件の緩和、期間の延長等により、助成措置の使いやすさの向上を図るべきである。

②企業が自主的に行う防災・減災対策投資を促進する税制の創設

企業が防災・減災対策のために自主的に行った防災・減災対策のうち、資産計上がなされる建物や設備等への投資に対する税制優遇措置を要望する。

【事業用建築物の耐震化に係る設備投資】

耐震性向上を目的とする既存の事業用建築物（工場、オフィス、店舗、倉庫等）の改修・増改築であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは事業用建築物の新築・建替えであって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された建築物あるいはその部分について、グリーン投資減税（6.（1）参照）と同様に、取得額の

²⁶ 本会が1月に実施したアンケート調査（回答総数234社）によれば、「既存の防災・減災の助成策についてご存知ですか」の問いに対し、「助成策があるのは知っているし活用したことがある」との回答は全体の4%にとどまる。

²⁷ 本会会員からの聞き取り調査に基づく、具体的な事例は以下のとおり。

- 「津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置」について
 - ・ある企業は、津波対策用の防潮堤の工事を行ったが、要件となっている「臨港地区」に立地していないため、特例措置を活用できなかった。
- 「耐震強化岸壁・石油栈橋に至る航路沿いの民有護岸等の改良支援制度」および「コンビナート港湾等における民有護岸等の改良支援制度（法人税）」について
 - ・ある企業は、護岸後背地にある重要設備の被害低減を主たる目的として、鋼管矢板敷設、地盤改良等による地震対策を実施したが、これらの対策は護岸に対する直接的な工事ではないため支援制度を受けられないと判断し、申請を行わなかった。
 - ・同社は、将来、重要設備の護岸対策を見直す可能性もあるため、支援制度の期間延長をお願いしたい、としている。

30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。

【津波被害等の軽減に係る設備投資】

津波被害等の軽減を目的とする既存の防潮堤・防波堤・岸壁・護岸の強化や新設であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは避難を目的とする既存施設の高層階化や新設であって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された施設あるいはその部分について取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。

【安全性のより高い場所への移転に係る設備投資】

地震に係る被害を軽減できるより安全性の高い場所への移転を目的とする事業場あるいは施設の移転であって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された事業場あるいは施設について、取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。

【非常用機器の設置に係る設備投資】

地震被害に係る事業の継続性の向上を目的とする非常用電源など非常用機器等であって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された機器の取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。

【建設事業者の建設機械等に係る設備投資（再掲）】

災害復旧に資すると認定できる特定の機械等に係るものであって、建設事業者が行う設備投資については、その結果取得された当該特定の機械等について、取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。

【液状化対策に係る工事】

地盤の液状化に係る被害の軽減を目的とする地盤改良等の工事であって関係基準等を満たす投資については、土地の簿価の増加額の7%の税額控除を可能とする。

（3）税制措置の効果

まずは、将来、震災が発生した場合に被害額を軽減する効果が見込まれるとともに、速やかな復旧に対する備えが可能となる。その結果として復旧・復興への国費投入が抑制できることとなる。

次に、企業活動の継続性が向上する効果が見込まれる。その結果として地域雇用の確保、国民経済の持続性が向上する効果が見込まれ、さらにその結果として諸税収の

減少を抑制する効果が見込まれる。

また、対策を講じることで裾野の広い建設関係の需要が喚起される結果、中小企業の活性化、地域雇用の向上、消費の維持拡大など、経済全般にわたって多面的な景気浮揚効果があると考えられる。

4. 合理性を欠いた税制の見直し

国への信頼は企業や個人が納税を行う大前提であるが、合理性を欠いた税制は国への信頼を著しく損なうものとなる。

したがって、時代の変化に合わない、そもそも課税根拠が不明確である等、合理性を欠いた税制について、以下の様に見直しを行うべきである。

(1) 事業所税（再掲）

事業所税は時代に逆行するものであり、創業や雇用に抑制的に働くため、廃止すべきである。

(2) 固定資産税（再掲）

償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せないことに加えて、諸外国に例をみない税制であり、わが国のものづくり産業の負担を高めている。このため、償却資産に対する固定資産税は廃止すべきである。

(3) 外形標準課税（再掲）

外形標準課税の付加価値割は賃金への課税の性格を持っているため、雇用に対して抑制的に働くなど地域経済に悪影響を与えるため、基本的には廃止の方向で見直すべきである。

(4) 印紙税

電子商取引が一般化する中、紙ベースの商取引にのみ課税される印紙税は、合理性を失っている。

さらに、本会会員への聞き取り調査では、「印紙税は社内でも関わる人数が多く、事務コストがかかる」「下請けとの請負契約を結ぶたびに印紙税がかかるため、負担感が大きい」等の意見があった。

以上のように合理性を失っていることに加え、税務負担軽減の観点からも、印紙税は廃止すべきである。

5. 実効性ある消費税制の整備

(1) 税率

増大する社会保障費への対応を含め、急務となっている財政再建のためには税制の抜本改革が必要である。抜本改革は法人税の縮減、消費税の拡充という組み合わせを中心に据えるべきである。

消費税率については、平成 26 年 4 月に 8 %への引き上げが実施された。しかし、10%への引き上げについては、2度にわたる延期で、当初予定の平成 27 年 10 月から 2019 年（平成 31 年）10 月へと計 4 年の延期となった。

基礎的財政収支を黒字化し、将来的に財政赤字を圧縮するためには、社会保障費をはじめとする歳出の削減を図る一方で、今後、消費税率を 10%台半ばないし後半まで引き上げざるを得ないと考えられる。

したがって2019 年(平成 31 年)に 10%への税率引き上げを確実に実施するとともに、消費税制について更なる検討が進められることを期待する。

(2) 用途

税率の引き上げによる税収の増加分については、当面、増大する社会保障費などに充当されるべきである。ただし目的税とすることについては、財政運営の硬直化を招く可能性があるため反対である。

(3) 逆進性緩和策

平成 28 年 3 月に成立した税制改正関連法により、平成 29 年 4 月に予定されていた 10%への税率引き上げに合わせ、軽減税率の導入（酒と外食を除く飲食料品の税率を 8%に据え置く等）が決まったところである。

しかしながら、低所得者の負担軽減や逆進性緩和を目的とするならば、高額所得者にも恩恵が及ぶ複数税率よりも、マイナンバー制度を活用した簡素な給付措置の拡大、あるいは所得税における給付付き税額控除方式の方が効果的であると思われる。

このため、消費税率の 10%への引き上げ時期が 2019 年（平成 31 年）10 月に延期されたことを契機に、逆進性緩和策のあり方を再検討すべきである。

また、本会が商工会議所等への聞き取り調査を行ったところ、複数税率やインボイス方式の導入については、事務負担が増えること等を理由に、否定的な意見であった。

したがって、納税者の事務負担軽減の観点からも、簡素な給付措置の拡大や、所得税における給付付き税額控除方式の方が望ましいと考えられる。

(4) 仕入税額控除

仕入税額控除における95%ルールは、平成24年度から適用範囲が課税売上高5億円以下の事業者に限定された。本制度は事業者の事務負担に配慮する観点から講じられたものであるため、元の制度に戻すべく再検討すべきである。

(5) 消費税率を10%へ引き上げる際の配慮

消費税率を10%へ引き上げる際には、8%への引き上げ時と同様に、住宅等の高額商品の購入に関連する税負担の軽減（住宅ローン減税等）など、税制面での配慮を含めた経済対策について検討をお願いしたい。

また、直前の課税期間の確定消費税額が400万円以下の事業者については、納付回数が年2回となっているが、回数を増やすなど事業者にとって自由度の高い納付条件を整備して頂きたい。このことにより、消費税の滞納を減らす効果が期待できる。

6. 個別の重要な税制の整備

(1) グリーン投資減税

平成23年度税制改正で創設されたグリーン投資減税により、再生可能エネルギー設備や、省エネ・低炭素設備への投資を行った場合、30%の特別償却、または7%の税額控除を受けられることとなった。

しかしながら税額控除を選択できるのは中小企業のみであり、エネルギーの効率的な使用や再生可能エネルギー拡大の観点から、大企業でも選択可能とするべきである。

さらに、平成30年3月末までの期限を延長するべきである。

(2) 燃料電池自動車（FCV）の普及拡大を促進する税制

政府は「日本再興戦略2016」で「次世代自動車については、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目指し、初期需要の創出を図り、自立的な市場を早期確立するとともに、普及に不可欠な充電器や水素ステーションの整備を進める」としている。

燃料電池自動車（FCV）については、既に減税（エコカー減税、グリーン化特例）、CEV補助金といった施策が講じられており、これらの施策の継続を期待する。

また、水素ステーション等の燃料供給インフラについては、現在、「低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置」²⁸が設けられており、平

²⁸FCVおよび圧縮天然ガス（CNG）自動車に係る燃料等供給設備（水素充填装置、天然ガス充填装置）の固定資産税の課税標準を最初の3年間2/3とする。

対象設備の取得評価額が、天然ガス充填設備4,000万円以上、水素充填設備1億5,000万円以上。

成 29 年度税制改正で、「政府の補助を受けて取得したこと」を要件に加えた上で、適用期限が 2019 年 3 月 31 日まで 2 年間延長された。

F C V および水素ステーションについて、政府は「水素・燃料電池戦略ロードマップ」（平成 28. 3. 22 改訂）で急速な普及拡大シナリオ²⁹を示しており、燃料供給インフラについても今後、税制面でのさらなる負担軽減策を期待する。

（3）複雑な自動車関係諸税の簡素化、負担軽減

揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税などの自動車関係諸税は、複雑かつ時代の変化に合わないものとなっているため改革が必要であり、以下のような観点から見直すべきである。

①体系的な整理・簡素化

自動車関係諸税は、同一の課税対象に複数の税が名目を変えて折り重なる複雑な税制となっており、自動車の利用者に過大な税負担を強いているため、体系的な見直しを行い整理・簡素化を図って納税者負担を軽減すべきである。

②課税の多重性の解消

【車体課税】

自動車取得税については、消費税率の引き上げが 2019 年（平成 31 年）10 月 1 日へ延期されたため、自動車取得税の廃止および「環境性能割」（自動車税・軽自動車税）の導入も、同日まで延期することが平成 28 年 8 月に閣議決定された³⁰。

車体課税については、自動車取得税が消費税と、自動車重量税が自動車税との二重課税となっており、自動車の利用者の負担が過大となっている。

したがって、自動車取得税については、消費税率引き上げ時で廃止を確実に実施すべきであり、「環境性能割」については車種によっては負担増となることから、ユーザーの過度な負担増につながらないように配慮すべきである。

平成 29 年度税制改正大綱では「自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。」としているため、課税の多重性を解消するべく車体課税全体の見直し行うべきである。

²⁹ 2020 年頃、F C V 4 万台程度、水素ステーション 160 か所程度。

2025 年頃、F C V 20 万台程度、水素ステーション 320 か所程度。2020 年代後半に自立化。

現状は F C V 632 台（2015 年度）、水素ステーション 88 か所（2017 年 1 月）（環境省・経産省・国交省「次世代自動車ガイドブック 2016-2017」より引用）

³⁰ 平成 28 年度税制改正大綱では、平成 29 年 3 月 31 日をもって自動車取得税を廃止する一方で、4 月 1 日から、取得価額に対して燃費基準値の達成度に応じて 0～3% の間で課税（自動車税・軽自動車税）する「環境性能割」を新設するとしていた。

【燃料課税】

燃料課税については、ガソリンの小売価格を構成する揮発油税、地方揮発油税にも消費税が課されるいわゆる「Tax on Tax」となっていることから、揮発油税、地方揮発油税に対する消費課税を廃止すべきである。

③暫定税率から本則税率への変更

揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税等の自動車関係諸税は、本則税率を超える高い税率が「当分の間として措置される税率」として課せられている。

これらの税については整理・簡素化が本来の姿であるが、それが早期に実現しない場合は、少なくとも本来の税率である本則税率に戻すべきである。

④環境性や安全性の向上の促進

平成 29 年度税制改正では、環境負荷の小さい自動車³¹に対する「エコカー減税」（自動車取得税および自動車重量税の減免措置）や、「グリーン化特例」（自動車税および軽自動車税の軽減、古い車は重課）について、燃費性能に関する要件を見直した上で、期限が 2 年延長された³²。

自動車の環境性能をさらに高め、温室効果ガスを削減する観点から、「エコカー減税」「グリーン化特例」等の制度のさらなる充実に期待したい。

また、平成 29 年度税制改正では、先進安全自動車（A S V）³³に対する税制特例（自動車取得税および自動車重量税）についても、延長・拡充された³⁴。

現在、同特例はトラック、バスが対象となっているが、近年は乗用車にも様々な安全装置が装備されており、自動車の安全性を更に高める観点から、乗用車等も含め、高度な安全技術や装置が施された自動車に対する減税を検討すべきである。

あわせて、安全運転支援のためのインフラ整備（車車間通信、路車間通信等）に対しても税制面での配慮をお願いしたい。

これらの措置は、技術革新が進む自動走行分野においてわが国が世界をリードすることに繋がり、わが国の自動車産業のさらなる発展にも寄与することとなる。

³¹ 一定の排ガス性能・燃費性能を有する自動車（ハイブリッド車を含むガソリン車・LPG車）および、特に環境性能の優れた自動車（電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車）

³² エコカー減税の期限は自動車取得税が 2019 年 3 月 31 日、自動車重量税が 2019 年 4 月 30 日。
グリーン化特例（自動車税・軽自動車税）： 2019 年 3 月 31 日。

³³ A S V:Advanced Safety Vehicle。先進技術を利用して安全運転を支援するシステムを搭載した自動車。税制特例の対象となる装置は、衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置（12 t 超のバスに限る、平成 29 年度税制改正で追加）。

³⁴ 税制特例の期限は自動車重量税が 2018 年 4 月 30 日、自動車取得税が 2019 年 3 月 31 日。

7. 税務負担の軽減

納税者である企業の納税に係る事務負担は、各種帳票の収集から申告まで膨大なものとなっており、本会の会員企業へのアンケート調査、聞き取り調査からも事務負担の軽減を望む声が多く聞かれた。

また、企業の税務負担の軽減は、現在、政府が積極的に推進している「働き方改革」にも資するものである。

したがって、企業の税務負担軽減方策について検討を行い、税制およびその申告手続きについて以下のように簡素化を図るべきである。

(1) 申告調整事務の軽減

税の申告に当たっては、必要な実務の適正な実行が求められる。その中には、税法改正の細部に至るまでの把握、証拠書類の収集・保存、会計帳簿の点検、在庫評価等の的確な事実認識等が含まれる。

このうち、企業会計のための実務と共通しない税務固有の実務の増大を極力回避し、実務の煩雑さの軽減が図られるべきである。

わが国の税制は、確定決算主義を採用しているが、会計基準と税法基準の差異に関する申告調整が多く煩雑であるため、企業の事務負担が大きい。特に、国際会計基準（IFRS）が適用されると、会計基準と税法基準の差異が更に拡大することが想定される。平成 26 年 7 月に日本版 IFRS 最終案が公表されたが、今後、IFRS 適用の検討を進める中で、税制のあり方についても検討されることを期待する。

(2) 減価償却資産事務の軽減

減価償却制度については、平成 20 年度の税制改正で機械装置の耐用年数区分の簡素化、明確化が図られたが、機械装置以外の有形減価償却資産（建物等）に係る耐用年数の区分についても同様の見直しを行い、簡素化を図るべきである。

機械装置についても耐用年数表の細目に記載されていない設備（「事業用燃料電池発電装置」など）には、「その他の設備・もの」として長い耐用年数が適用される資産があるため、見直しを図り明確化すべきである。また、事業の実態に合わせた耐用年数の適正化を図るべきである。

(3) 地方税の納付事務の軽減

地方税の中で、法人事業税の外形標準課税、とりわけ付加価値割は煩雑さが大きい代表例である。

本会会員への聞き取り調査では、「全国に支店があるため、地方税に関わる事務負

担は非常に大きい。本店所在地の自治体に一括して地方税を納付できる仕組みとしてほしい」との意見が聞かれた。

したがって、複数の自治体に跨る申告・納税手続きの一元化や、自治体毎に異なる帳票の統一等、納税事務の効率化が図られるべきである。

(4) 申告・納税の電子化の推進

今年3月に規制改革推進会議行政手続部会の取りまとめが発表され、「行政手続簡素化の3原則³⁵」ならびに、9つの「重点分野³⁶」が示された。

「重点分野」については、財務省が国税等の3分野、総務省が地方税等の3分野について「基本計画」を策定して行政手続きコストの削減方策を示している。

財務省は「基本計画」の中で、「電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告(e-Tax)の利用率100% (中小法人は85%、将来的には100%)」、「電子申告の義務化については、平成29年度に検討を開始し、早期に結論を得る。(中略)原則として添付書類も含めて電子申告を義務化する方向で検討する」としている。

総務省も同様に「大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告(eLTAX)の利用率100% (中小法人は70%、将来的には100%)」「添付書類も含めて電子申告を義務化する方向で検討する」としている。

そこで、本会会員に聞き取り調査を行ったところ、「e-Taxは便利な仕組みであるものの、仕組みが複雑で高齢の個人事業主などが対応するには敷居が高い。」「かつての『電子証明書等特別控除』のような電子申告を促す施策に期待したい。」等の意見が聞かれた。

さらに添付書類も含めた電子申告の義務化については、「証拠書類は紙なので、電子ファイルにするための事務負担が大きくなる」との意見も聞かれた。

財務省、総務省ともに「基本計画」で、e-TaxならびにeLTAXの使い勝手の大幅改善、国税と地方税の情報連携の徹底、電子納税の推進策等を掲げている。

これらの施策を進めるにあたっては、企業の意見を十分に反映して、企業の納税事務の負担が確実に軽減するよう配慮をお願いしたい。

³⁵ ①行政手続の電子化の徹底 (デジタルファースト原則)

電子化が必要である手続については、添付書類も含め、電子化の徹底を図る。

②同じ情報は一度だけの原則 (ワンスオンリー原則)

事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めない。

③書式・様式の統一

同じ目的又は同じ内容の申請・届出等について、可能な限り同じ様式で提出できるようにする。

³⁶ ①営業の許可・認可に係る手続、②社会保険に関する手続、③国税、④地方税、

⑤補助金の手続、⑥調査・統計に対する協力、⑦従業員の労務管理に関する手続、

⑧商業登記等、⑨従業員からの請求に基づく各種証明書の発行

さらに、本会会員の意見にみられるように、納税者側の電子申告・納税のインセンティブを高めるような施策や、個人事業主向け電子申告講習会等の充実などにも期待したい。

(5) マイナンバーの有効活用

マイナンバー制度については平成 28 年 1 月から運用が開始されたが、企業や個人が行う納税事務の効率化や、課税庁の事務合理化に寄与する制度設計と運用を行うべきである。

以上